

議案第 69 号

市川市特別会計条例の一部改正について

市川市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 14 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市特別会計条例の一部を改正する条例

市川市特別会計条例（昭和 39 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 23 年 4 月 1 日前に改正前の第 1 条第 4 号の老人保健特別会計に係る債権として確定した収入及び債務として確定した支出については、同号の規定は、同年 5 月 31 日までの間、なおその効力を有する。

## 理 由

健康保険法等の一部を改正する法律により平成20年4月1日から老人保健制度が廃止されることに伴う措置として、同日から3年間引き続き設けることとされた老人保健特別会計について、当該期間が平成23年3月31日をもって満了することに伴い廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。